

大豊町肥料価格等高騰対策 支援補助金申請の手引き

■趣旨■

原油価格及び物価高騰等の影響を大きく受けた農業者や農協等の生産支援を受けている町内農家への負担軽減を図ることを目的として補助金を交付します。

■交付要件■

令和7年10月1日～令和8年1月31日の期間で、肥料、飼料及び農薬を購入して支払いをした経費

※本補助金の申請は、1農家につき1回限りになります。

■対象事業者■

大豊町内に住所を有する農業法人又は生産組合及び個人で、以下の(1)～(3)すべての要件を満たすものが対象となります。

- (1) 町税等の未納がないこと
- (2) 補助対象経費について、他の公的制度から同一の経費に対して補助金等を受けられないこと
- (3) 補助金の交付後も事業を継続する意図があること

【申請期限、提出方法】

令和8年2月16日(月)まで(厳守)
持参または郵送による提出(当日消印有効)

【提出・お問い合わせ先】

〒789-0392

高知県長岡郡大豊町津家1626

大豊町産業建設課産業振興班 あて

電話番号：0887-72-0450

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

次の条件に当てはまる場合は、本補助金の対象外となります。

- ・政治団体、宗教上の組織又は団体
- ・補助金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者
- ・大豊町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められるもの

■提出書類■

①大豊町肥料価格等高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書

②肥料及び農薬購入経費の領収書等の写し

領収書等には、宛名、発行者名、金額、肥料及び農薬等の種類、数量、購入日）が記載されている必要があります。

通帳の写しや、クレジット明細等を領収書としてご提出いただく場合は、必要事項の記載がないため、請求書等（必要事項の記載がある）を併せてご提出ください。

③本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード等）

■審査■

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者へ追加の書類提出を求める通知等をおこないます。

また、必要があれば申請書類に関して説明を求めることがあります。

■交付決定■

補助金の交付決定は書面にて通知します。

交付決定通知をした方に対し、順次補助金を振り込みます。

補助金を交付することが適当でないと認められる場合は、不交付決定を書面にて通知します。

※必ずお読みください※

- 1 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る費用は返還されません。
- 2 補助金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、補助金の交付を受けた申請者は、補助金を全額返還することとなります。
- 3 補助金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 4 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者へ追加の書類提出を求める通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、大豊町の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなします。

- 5 補助金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。

■補助率■

補助対象経費	補助率
高知県農業協同組合おおとよ支所、大豊町森林組合又は町内事業者から肥料、飼料及び農薬等を購入した経費	購入経費の25%
嶺北管内において、肥料、飼料及び農薬等を販売している店舗で購入した経費	購入経費の20%
上記以外において、肥料、飼料及び農薬等を販売している店舗等で購入した経費	購入経費の15%

※補助限度額は 100,000 円